

令和7年度社会福祉法人長沼町社会福祉協議会事業計画

1 事業運営の基本方針

2020年から始まった「新型コロナウイルス」は、国における規制が大幅に緩和され平常時に戻りつつありますが、2025年となった今も感染の流行により、医療・福祉などの現場に多大な影響を及ぼしております。

本町における65歳以上の高齢化率は39.09%（2024年9月末現在）で、2050年には52.80%になるという予測も出ています。近年、隣人間における絆の希薄化や核家族化の進展により、単独世帯や夫婦のみの高齢者世帯が増加し「介護できる者がいない、或いは、老々介護の世帯」が増えています。誰もが住み慣れた地域で安心して住み続けるためには、高齢者や障がい者の介護と言った福祉問題だけでなく要援護者支援など、きめ細かな支援活動を行う必要があり、更に、近年は全国各地で地震や過去に例を見ない豪雨等の自然災害が連続発生し、甚大な被害が出ていることから災害時に備え、行政や関係機関と連係し、災害時においても事業の持続・継続に努めてまいります。

昨年は、長年に亘り当社会福祉協議会の各種事業推進に多大なご協力を頂いておりました「長沼町ボランティア連絡協議会」の解散に伴い、「ふれあい昼食会」につきましては、事業実施に必要なマンパワー確保の目途が立たなかつたことから、事業は中止となりました。

当社会福祉協議会の運営に関しては、令和3年度より単年収支では赤字が続き大変厳しい状況にありますが、本年度においては、新たにホームページを開設し、当社会福祉協議会における活動のPRやボランティア募集等、積極的に実施しております。

地域住民の多様な生活・福祉課題を受け止め「誰もが安心・安全に暮らすことが出来る社会づくり」について、当社会福祉協議会といたしましても、ボランティアの皆様をはじめ、地域住民の方々のご理解とご協力のもとに運営しております「指定訪問介護事業、指定居宅介護支援事業、障がい者地域生活支援事業」などの各種事業の他、高齢者等に対する「安否確認」や「サロン」などを通じ地域支援事業の更なる充実強化を図り、これからの中高齢化社会に対応すべく、慢性的なマンパワー不足の解消と、悪化した経営の改善に向け行政へなお一層の支援を働きかけるなど、より安定した事業実施体制の確保に向け積極的に展開してまいります。

以上の基本方針に基づき、本年度におきましても次の事業について、地域住民の皆様方とともに当社会福祉協議会ならではの多種多様な支援体制の構築に向けた取組みを図ってまいります。

2 主な事業内容

(1) 重点的推進事業等

- ① 多種多様なサービスの充実強化
 - ・ 訪問介護、介護支援等の事業の安定化
 - ・ 障がい者等への日常生活自立支援
- ② ボランティア団体との連携の強化
 - ・ ボランティア活動者（団体・個人）登録の推進
 - ・ ボランティア活動者への支援の推進
 - ・ ボランティア活動者との協働、連携
- ③ 財政基盤の強化
 - ・ 職員の意識改革と資質向上、経費の節約など効果的、効率的な事業への取組み
 - ・ 特別会員の加入促進
 - ・ 募金活動への協力

(2) その他推進事業等

- ① 広報活動
 - ・ ホームページの開設及び広報紙の発行
- ② 研修活動
 - ・ 各種研修会及び大会への役職員の派遣
 - ・ ボランティア研修会への活動者の派遣
- ③ 在宅福祉サービス
 - ・ ボランティア活動者との連携による安否確認（町からの受託事業）
 - ・ サロン及び施設交流会の継続実施（社協事業）
 - ・ 職員による直接訪問及び相談活動の強化
 - ・ 配食サービスの実施（町からの受託事業）
 - ・ ふれあい電話事業による安否確認（町からの受託事業）
 - ・ 子育て世帯訪問支援事業への協力（町からの新規受託事業）

④ 心配ごと相談

- ・ 人権相談の開催（年2回）
- ・ 無料法律相談の開催（毎月）
- ・ 生活福祉資金貸付相談窓口の開設（随時）
- ・ 安心サポート事業の活用による生活困窮者への積極的な支援

⑤ その他

- ・ 日常生活用具の貸出
- ・ 生活継資金の貸出（1件当たりの貸付額50千円限度）
- ・ 修学旅行費用援助の実施（要保護及び準要保護の児童生徒）
- ・ 祝品、記念品、見舞金等の贈呈（喜寿祝・新入学児童、歳末見舞、杖）
- ・ 各福祉団体等への助成
- ・ 災害時における持続可能な体制づくりの検討
- ・ 日常生活自立支援事業（継続）への取組み